

国際園芸アカデミー有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 国際的市場開放の動き、超高齢少子化など農業を取り巻く状況が激変する中、課題に対し機動的に対応できる担い手の育成が重要であり、国際園芸アカデミーは技術の高度化を推進し、市場という社会的視座を有した教育機関へと変貌する必要がある。

新たなアカデミーへの変貌を目指し、多方面の有識者で構成する「国際園芸アカデミー有識者会議」(以下「有識者会議」という)において、教育方針や基本コンセプト等あるべき姿を協議し、基本構想を策定する。

(役割)

第2条 有識者会議は、国際園芸アカデミーにおける課題を共有し、基本構想策定にかかる意見交換を行う。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員15名以内とし、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、国際園芸アカデミーの学校改革をあらゆる角度から進めるという観点から、知事が選任する。

3 有識者会議は座長を置き、委員のうちから互選する。

4 座長は、有識者会議を代表し、有識者会議を総理する。

5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 会議は、事務局が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 会議の存続期間は、令和3年度末までとする。

(守秘義務)

第6条 委員は有識者会議で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 有識者会議の事務局は、岐阜県農政部農産園芸課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月26日から施行する。

別表（第3条関係）

| 分野 | 氏名 | 所属・役職 |
|---------|--------|-----------------------------------|
| 花き全国協議会 | 磯村 信夫 | 日本花き振興協議会 会長 |
| 花き生産 | 加藤 孝義 | 清流の国ぎふ花き戦略会議 会長 |
| 花き生産 | 齋藤 志穂 | 麓 farm 共同代表 |
| 花き装飾 | 柿本 亜矢 | (公社)日本フラワーデザイナー協会 岐阜県支部長 |
| 造園 | 橘 俊光 | (一社)日本公園緑地協会常務理事 兼 公園緑地研究所 副所長 |
| 花き流通 | 松尾 真吾 | 岐阜生花市場協同組合 理事長 |
| 園芸療法 | 澤田 みどり | NPO 法人日本園芸療法研修会代表理事 |
| 農業教育 | 田中 治 | 岐阜県高等学校農業校長会 会長 |
| 農業団体 | 櫻井 宏 | 岐阜県農業協同組合中央会 会長 |
| 学識経験 | 上手 繁雄 | (一社)岐阜県観光連盟 相談役 (前岐阜県副知事) |
| | 上田 善弘 | 花フェスタ記念公園 理事 (前国際園芸アカデミー学長) |
| | 涌井 史郎 | 東京都市大学特別教授 |